

< 基調報告 >

## 「大学において履修すべき図書館に関する科目制定の意義」

薬袋 秀樹 (筑波大学)

はじめに

この間、『教育部会報』と『図書館雑誌』で、科目検討の経過について何度か報告してきたが、それぞれの時点での報告であり、必ずしも十分な経過報告にはなっていない。検討に携わった者として、今後、検討の経過をまとめて、検討過程の全体像を報告していきたいと考えている。今回は、主として、報告書『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について』<sup>1)</sup>の図書館司書養成における意義について述べたい。

なお、本発表は筆者の個人的見解を含むものである。

### 1. 図書館に関する科目の概要

今回制定された科目の特徴として、『図書館雑誌』4月号の報告<sup>2)</sup>では、次の5点を挙げている。

- ・制度・行政分野の充実
- ・情報技術分野の充実
- ・ネットワーク情報資源の重視
- ・「児童サービス論」の充実
- ・「図書館特論」の重視

この結果、次の事項が実現した。

- ・「図書館概論」の充実

そのほか、改善点として、3点を挙げている。

- ・科目の内容、すなわち根拠を示したこと。
- ・理論的内容を扱う項目を設けたこと。
- ・実践面の弱点を補う項目を設けたこと。

次に、図書館職員の養成教育に関する基本的な考え方として、次の5点を挙げている。

- ① 図書館職員養成の基礎
- ② 図書館業務に必要なその他の知識
- ③ 継続的な学習（生涯学習）の必要性
- ④ 教員の確保と研修、養成体制の評価
- ⑤ 科目の見直し

以下では、このうち、①③と②について述べる。

①図書館職員養成の基礎と③継続的な学習（生涯学習）の必要性は密接に関連している。

### 2. 報告書の意義

今回の報告書には次の2つの意義がある。

#### 2.1 図書館職員の「生涯学習宣言」

第一に、図書館司書の力量は、生涯にわたる学習を通じて形成されていくものであることを示している。筆者は、これを図書館職員の「生涯学習宣言」と考えている。報告書には下記のように書かれている。

○図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのものであり、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置付けることが適切である。すなわち、司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基盤を形成するものとする。

○このため、大学は、学生に資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に学習を積み重ねることが重要である (p.3-4)。

これによって、図書館職員の学習意欲が高まることが期待される。従来は、履修科目の単位数（以下、履修単位数という）に関心が集中していたことを考えると、これは大きな変化である。

#### 2.2 履修科目以外の学習の意義

第二に、議論が履修科目に集中しがちな従来の傾向を打破して、「図書館に関する科目」に関連する4種類の科目の体系を明らかにしている。学習が望ましい科目として、下記の科目が挙げられている。これによって、図書館司書となるために必要な科目の体系が示されたことになる。従来もこのような試みはあったが、その中でも、広い視野から検討されている。

### ①大学の教育課程における基礎的な知識

例：憲法、外国語、情報技術

### ②図書館業務に関する知識の基礎となるさまざまな分野の知識

例：行政学、法学、経済学、経営学、社会学、教育学、心理学、歴史学、情報学

### ③主題専門分野の知識

例：人文、社会、科学技術、医学・生物学、地域社会等

### ④図書館に関するより専門的な知識・技術

一部の大学・大学院で開講している科目

①～③の科目は、司書が学習する必要があるのは、直接図書館に関係する科目だけではないことを示している。個人的には、②の科目を「基礎科学」と呼びたい。図書館に関する知識を十分理解するには、これらの科目の知識を持つことが望ましい。

## 3 日本の図書館職員養成の問題点

### 3.1 履修単位数の不足

日本の図書館職員養成上の最大の問題は、履修単位数の不足である。戦後、図書館法で司書資格が定められて以来、15単位の単位数が批判されてきた。履修単位数は、最初は15単位であり、現在は20単位である。現在の20単位でも、いくつかの1単位科目を見れば、単位数が少ないことは明らかである。

そこで、これまで、司書の力量を高めるために、大学における図書館職員の養成（図書館学教育）の改善が検討されてきた。改善案の内容は、①履修単位数の増加、②専攻科の設置であった。

### 3.2 履修単位数の増加

これまで、徐々にではあるが、履修単位数の増加が実現してきた。15→19→20→24単位である。今回の24単位によって、かなりの改善になるが、これでも根本的な解決には不十分であろう。履修単位数の増加が難しいのは、司書講習、司書課程固有の制約があるからである。司書課程は副専攻であるから、一定以上単位数を増やすことは難しい。大学における副専攻である限り、単位数の増加には限度がある。

### 3.3 専攻科の設置

いくつかの大学で、図書館・情報学、社会情報学、生涯学習論等の専攻科が設置され、その中で司書養成も行われている。図書館情報学に関する学習量が多い点は優れているが、問題もある。最大の問題点は、専攻科を設置する大学が、大都市圏のかなり規模の大きい大学に限られていることである。

このため、専攻科では、全国各地の図書館のための職員の養成は難しく、全国各地の図書館の職員の養成に関しては、今後も司書課程が中心になると考えられる。

## 4 日本の図書館職員養成の改革方法

### 4.1 履修単位数の限界の解決策

履修単位数の不足を解決する方策は、大学における司書養成のための履修科目を第1段階と見なし、大学卒業後の学習を第2段階と位置付けることである。第2段階は、第1段階の履修科目の内容を深めたものである。第1段階の履修科目を学んだ学生は、採用後も長期間学習を続けて、専門職員に相応しい力量を身に付ける。多くの図書館職員が第2段階の学習を行うには、土曜・夜間開講、集中講義、通信教育、遠隔教育（e-ラーニング）、司書講習などの形態での開講が必要である。

これは、現在行われて成功している社会人大学院に似ており、その小型版と考えることができる。社会人大学院の発想を、学部レベルの司書養成に適用するものと考えることができる。学部レベルの司書課程で、図書館職員を対象に、履修科目の内容を深めた科目を開講することによって、司書養成の向上を図ろうとするものである。

このように考えると、これまでの図書館学教育の欠点が明らかになってくる。それは、図書館就職後の図書館職員のための学習機会、特に大学における学習機会が不足していたことである。履修科目の内容を深めた科目を開講する大学が少なく、開講している場合も、図書館職員に開かれていなかったのである。これまで、学習の第1段階しかなく、第2段階は社会人に開かれていなかったのである。

## 4.2 選択科目の意義

第2段階の学習機会を設けるためには、選択科目が重要である。選択科目は、次の7科目（各1単位）からなり、そのうち2科目以上を選択する。

図書館基礎特論	図書館サービス特論
図書館情報資源特論	図書・図書館史
図書館施設論	図書館総合演習
図書館実習	

報告書では、次のように書かれている。

必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、各区分の特論や図書・図書館の歴史、施設・設備に関する科目の中から各大学の判断で選択し、解説または演習・実習を行う（p.10）。

ここで重要なのは特論である。各大学の判断によって、それぞれの教員の専門とするテーマ、たとえば、「障害者サービス」「地域資料」「課題解決支援サービス」などの内容の科目を開講することができる。

これらの科目は、図書館職員が履修しやすいように、土曜・夜間開講、集中講義、あるいは通信教育、eラーニング等の形態で開講することが望ましい。図書館職員は、科目等履修生となることによって、この科目を履修し、単位を得ることができる。

司書資格を持つ図書館職員が、これらの科目を履修すれば、司書資格プラスアルファの学習を行うことになり、図書館職員の間にも、履修科目よりも深い知識や技術が徐々に普及し、力量が高まることが期待される。

これによって、より専門的な内容を学習したい図書館職員のニーズと、より専門的な内容の授業を行いたい大学教員の希望が結びつくことになる。

大学教員の側も、図書館職員が履修することによって、図書館現場と交流ができ、履修科目よりも深い内容の授業を行うことができる。司書課程の学生も増加し、大学の社会貢献になる。

図書館職員の学習機会として研修会があるが、大学の授業には研修会よりも優れている点がある。研修会の講義は1時間半程度であり、受講者は受身で講義を

聞くだけで、試験がない。大学の授業であれば、合計数日間分の講義を聞き、レポートを提出し、試験がある。受講することは難しいが、学習効果は、大学の授業の方が高いだろう。

短期大学でも、教員の時間さえ確保できれば、このような科目の開講が可能である。このように考えると、地方の短期大学は、きわめて重要なインフラストラクチャとなる可能性がある。

## 4.3 今後の課題

第一に、大学には、特論関係の幅広い授業を、図書館職員が受講しやすい形態で開講することが期待される。第二に、各図書館や図書館関係団体には、図書館職員の自己研修の一環として、大学の授業の履修を奨励することが期待される。第三に、図書館職員には、これらの科目、特に新規設置科目や選択科目を履修することが期待される。第四に、これらについて、大学教員と図書館職員の人々、図書館学教育部会、日本図書館情報学会、各図書館、各県図書館協会、全国公共図書館協議会、日本図書館協会等の機関・団体による取り組みと運動が期待される。

## おわりに

今回の履修科目の制定には、大きな可能性がある。文部科学省によって、新たな図書館職員養成の枠組みが作られたが、これを活用し発展させるのは各大学の教員、各図書館とその職員である。両者が積極的に取り組んだ時、初めてこの制度は活かされる。なお、特論と第2段階の科目の関係はやや複雑であるため、別の機会に説明したい。

## 注

- 1) 葉袋秀樹「「大学において履修すべき図書館に関する科目」案—これからの図書館の在り方検討協力者会議の報告から—」『図書館雑誌』103(4), 2009. 4, p.206 - 209.
- 2) これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）』2009, 20p.